

道交法改正の概要

準中型免許の新設

- 準中型自動車免許(※)の新設
※車両総重量3.5～7.5トン等の規格の自動車を運転するための免許。受験資格は18歳以上
- 準中型自動車免許を受けようとする者に対する講習、同免許を受けた者に係る再試験等に関する規定の整備

高齢者講習の改正

- 認知機能低下時に行われやすい一定の違反行為をした75歳以上の高齢者に対する臨時認知機能検査制度の導入
- 上記臨時認知機能検査の結果、一定の基準に該当した者に対する臨時高齢者講習制度の導入
- 更新時の認知機能検査において認知症のおそれがあると認められた者に対し、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査等を実施
- 75歳以上の者で認知機能の低下が見られる者(第1、第2分類)の高齢者講習を高度化
- 75歳未満の者と認知機能の低下が見られない者(第3分類)の高齢者講習を合理化



手数料の改正

運転免許に係る手数料については、道路交通法施行令(政令)で「手数料標準額」が定められており、この「標準額」に基づいて各都道府県ごとに条例で定めることとされている。

主な政令の手数料標準額改正内容 (H29.3.12施行)

内容	現行	改正後
準中型免許に係る試験	—	4,400円(中型・大型と同額)
※指定自動車教習所修了者等	—	1,600円
準中型免許に係る取得時講習(普通免許保有者)	—	講習1時間につき 4,100円 (4時間実施)
準中型免許に係る取得時講習(普通免許非保有者)	—	講習1時間につき 3,400円 (8時間実施)
準中型免許に係る再試験	—	2,000円 (普通車1,950円)
臨時認知機能検査手数料	—	650円
臨時高齢者講習手数料	—	5,650円
75歳以上の高齢者講習の手数料(第1、第2分類の者)	5,200円	7,550円
75歳以上の高齢者講習の手数料(第3分類の者)	5,200円	4,650円
75歳未満の高齢者講習の手数料	5,600円	4,650円

※その他、大型、中型、準中型仮免許検査手数料、技能検定員、教習指導員等の審査手数料等について、物件費・人件費等の見直しによる改正あり。